

信州大河原・鹿塩両村御樽木山の近世における林相
その2: 明和三年の大河原山立木数報告始末

松原輝男

名古屋大学情報文化学部

The Forest Physiognomy of the *Okureki-yama* Forest in *Kashio*- and
Ohkawara-village in *Shinsyu* during the Early Modern Japan

II. The forest and people in the 1760s shown by the documents about trees

Teruo MATSUBARA

School of Informatics and Sciences, Nagoya University

Abstract

Since the first formal document about trees in the Tokugawa forest in *Shinsyu Ohkawara* village was offered to the Tokugawa Shogunate in 1724 by the village officials, the same kind of documents were offered many times afterwards till the end of the Edo period. As a consequence of several large scale deforestations and other reasons such as erosion and tree-withering, many timber trees were lost from the forest. Then the village officials offered a new document about trees in 1766. The original form of the new document was a precise record of trees in each smaller-division of the forest. The finance ministry (*Kanjo-bugyo-sho*) of the Tokugawa Shogunate, which had some doubts about the document, investigated the village officials and the state of the forest for about 4 years. This paper describes the state of the forest in the 1760s shown by the documents of that period, and recounts the course of the investigations.

key words : 幕府直轄林(Tokugawa forest)、近世の森林(Forest in the 1760s)、森林の管理(Management of a forest)、森と人々(Forest and people)

明和四年六月二十日の晩遅く、樽木奉行千村平右衛門御預り所の飯田御役所から信州伊那 郡大河原村名主あてに次のような呼び出し状が届いた。

「以書付申遣候、然者先達而差出候其村御樽木山木数改帳之義二付、
合吟味候間、其方并傳左衛門安右衛門三人、明後廿一日、当御役所江可罷出候、尤右先達而差出候木数二而者不相濟候間、其旨相心得可申候、急御用二候間、無遅滞可罷出候、三人共二印判持参可致候、油断仕間敷候、以上
亥六月十九日 飯田御役所 印

大河原名主

追而此書付可相返候、以上」

名指されている村役人は急ぎ集まり何事だろうかと話し合った。行って話を聞いてみないと分からないが、去る明和三年五月に提出した幕府直轄林の現状報告書である『御樽木山御吟味二付木品寸間大積り書附』が問題になっているようだ。宝暦御用木切り出しの際に御山で伐採作業をしていて、とてもこれまでの報告書にあるような数の各種樹木が無い事が分かった。特に大切な檜、黒部については用材木級の径木は見当たらず、小木苗木ばかりであったので、そのように報告した。享保九年に御林帳の作成のために調査報告した立木数のままにしておいては、後々不都合なお咎めを受けることもありうる。そこで改めて明和三年に、山方達者なる者共を雇って調査し報告したものであった。それについてのことならば報告した通りなのであって、たとえ実地見分されて取り調べられようとも、特に檜や黒部については無いものを有るとは決して言わないことにしよう、と相談が整い、飯田の御役所に向けて翌日村を出発する段取りをして別れた。

これが大河原村内にある幕府直轄林(御樽木山)の立木現状報告に関わって、明和六年まで続く「六ヶ敷い」吟味を受けた事件の始まりであった。このことが大河原村で代々名主を務めた前嶋家に残されている文書(前嶋家文書:飯田市美術博物館蔵)の一つ、前嶋政房による明和四年『萬日記』(30)の六月二十日に記されている。

明和三年の『御樽木山御吟味二付木品寸間大積り書附』(11)(大久保文書:下伊那教育会蔵)の元帳になっているのが『御樽木山見分帳』(29)である。これは、材木を切り出せるようなサイズの各樹種立木数を谷々毎に調査した結果が記録されているものである。それは御樽木山を比較的小範囲に分けて調査した結果であり、植物生態学で言う植生表になぞらえ得るほどに、明和三年(1766)当時の幕府直轄林の状況の多くを知ることができるものである。ここでは、そのような明和三年の植生表ともいべき古文書記録と関連文書をもとに、それまでの伐採の歴史を経た当時の幕府直轄林の森林がどのようなようであったか述べる。また、この明和三年の報告書について明和六年まで幕府により吟味を受けた事件に関する古文書記録の数々から、この時の幕府や飯田御役所、および村役人の山林資源管理に関わる考え方を伺い知る事が出来る。それら森林の管理に関わる事件の顛末を述べる。

1. 大河原山森林史概要

現在の長野県下伊那郡大鹿村は近世においては鹿塩村と大河原村の2村で、樽木奉行千村 平右衛門の管轄下にあった。樽木成村であった両村は、それぞれの村域にある鹿塩山、大河原山と呼ばれる幕府直轄林(御樽木山)から樅を原木とした樽木を切り出し、1600年当初から約150年も年貢として納めた。樅以外の諸木材木は、商木としてあるいは御用木として、1700年頃から何度か大規模に切り出された。す

なわち、元禄雑木払い下げによる諸木伐採〔元禄十三年(1700)～元禄十六年(1703)〕、宝永御用木請負〔宝永五年(1708)～正徳三年(1713)〕、元文商木払い下げ〔元文二年(1737)～寛保元年(1741)〕、年貢樽木代材木納による諸木切り出し〔延享二年(1745)～宝暦四年(1754)〕、宝暦御用木請負〔宝暦十年(1760)～明和元年(1764)〕、文化諸木切り出し〔文化十三年(1816)～文政二年(1819)〕、であった(1,2)。宝暦御用木請負と文化諸木切り出しは大河原山、他は鹿塩・大河原両山からの切り出した。前報(2)ではそれぞれの伐採時期における伐採立木数の総数を中心に述べたが、ここでは明和三年大河原村の『御樽木山御吟味二付木品寸間大積り書附』(明和三年『書上帳』)(11,12)を検討するために、1699年から1820年までの間の主な時期における大河原山の樹種毎の一定径木以上の立木現存数と伐採数をまとめて表1に示した。なお村役人から飯田御役所あての木品木数等の報告書を単に『書上帳』と呼ぶことがある。また千村平右衛門から勘定奉行所にあてた管轄下の幕府直轄林の木品木数報告書は『御林帳』と呼ぶことがある。各年代の『書上帳』と『御林帳』に記された木品木数などは前報(2)で抄出した。

1700年以来宝暦御用木請負以前までの60年間で行われた4回の大規模な材木伐出で、樅、桐、唐檜を中心に大河原山で合計約6万本の大、中径木を伐採した(2)。元禄、および宝永の伐出については、大河原と鹿塩の両村は2間木1尺角に廻してそれぞれ同数の材木切り出しを許可されていた。しかし、それぞれの山からどれだけの立木を伐採したか区別できる古文書資料が見当たらないので、ここでは両山合計伐採推定数(2)の半分を大河原山から切り出したとした。元文商木および樽木代材木納については、大河原山からの伐採数は表1に示したような数であった(2)。元禄および宝永の材木切り出しにおいて伐採した各樹種立木数を、享保九年(1724)の『御林帳』(5)における大河原山の立木報告数に加えたものを、元禄の切り出し前(1699)の大河原山立木現存数とした。享保九年の現存数から元文商木および樽木代材木納における材木伐出で伐採した立木数を差し引いたものが宝暦十二年(1762)の『御林帳』(6)に記されている立木現存数になる(表1)。

宝暦御用木請負では、納めるべき2間木1尺角廻し数の材木を取るためには、以前より多くの立木を伐採せねばならなかった(2)。それは過去60年間で4回の大規模な伐採によって、大、中径木が減少したためであった。宝暦御用木請負は、宝暦十年(1760)から明和元年(1764)の5年間で2間木1尺角廻し5万本、毎年御用木、敷木それぞれ5,000本計1万本を切り出し、敷木から運上木として毎年500本を納めるというものだった(2,3)。樹種は、御用木と運上木が唐檜、白桐を混じた、樅・桐と唐松・姫小松で、敷木はその他に栗、桂、塩地、ほうたらを伐採することが許可されていた。宝暦御用木による諸木の伐採数の記録は良く残っている(7,17-20,23)。表2にそれら伐採数の古文書記録を抄出した。文書により記録数に若干の違いが見られる。しかし、伐採年の十二月または年明けてすぐの日付で記録されている、伐採痕の調査に基づいた各樹種の根伐数報告書の合計数である69,223本が真の伐採数であったと考える。表2に示したように、宝暦御用木では檜、桐と黒部は全く切り出されていない。

大河原村惣代であり御用木御用支配人であり同村名主であった右馬之丞から飯田御役所あてに出された明和二年三月付の文書(25)によると、宝暦御用木請負による伐採総数は63,377本である。この総数が少なくなっているのは、何らかの事情による御役所の「お好み」で根伐数を減らした報告書を出し直したことが盛り込まれていることによる。明和元年分については明和二年『萬日記』(23)に記述されている。そこには、「御書上と差引致候得ハ多御座候、五百本余之過ニ罷成候間、五百本程減候得者、

宜敷有之候」(五千本の誤りか)という飯田御役所の手代のひとり元右衛門(柳橋元右衛門)の言により、明和元年十二月に出した根伐数合計18,287本の報告数を13,464本に修正した『覚』(24)として提出したことが、それら新旧二つの文書の写しと共に記述されている。飯田御役所において行われた材木などの帳簿数合わせの都合による文書の出し直しであったと考えられる。宝暦十二年分も同様であった(20)。宝暦十三年分は減数した事情の文書は見当たらないが、同様であったと思われる。これら減数分も表2に示した。

享保九年の『御林帳』(5)以後宝暦十二年『御林帳』(6)までの間に、大河原御樽木山における立木現存数報告は少なくとも2回行われている。いずれの立木報告数も享保九年の報告数を基にして、そこから伐採した立木数を減数した報告書になっている(2)。同じようにするならば宝暦御用木伐出後の立木現存数は、宝暦十二年の現存数から宝暦御用木請負による伐採数を差し引いた数になり、それは表1に示した仮想の書上帳のようになってしまうことになる。つまり唐松・姫小松と縦・柾・唐檜の立木現存数がマイナスになる。このような報告書では材木切り出しの山稼ぎで生活している村にとって非常に具合が悪いと考えたかもしれない。一方宝暦御用木の伐採作業の過程で、桂、塩地、栗、棒たらはそれほど多く伐採してはいないし、それまでの報告数から過去において伐採した数を減じたほどの立木数はとうてい無いと分かったことが、明和三年の報告書の作成にあたっての御樽木山の再調査を行う理由だったかもしれない。後述するように明和三年の『書上帳』は五月と七月の日付で2度出されている(11,12)。表1の数字は七月のもの(12)を示した。この頃の大河原御樽木山の現状が明和三年の報告書のものであったと思われることは、それから約50年後の文化諸木切り出しの結果が示している。すなわち文化諸木切り出しでは、伐採木の実に半数が目通り1.5~3尺(胸高直径30cm以下)で、中径木以上は少なかった。柵は記録されていた200本のすべてを切り出したのに加えて小木苗木まで切り出したというものであった。また、明和三年の報告数を基にして、それ以後幕末まで少なくとも7回の報告書が作成されているし、文政二年(1819)と天保五年(1834)の『書上帳』では文化諸木切り出しの際の伐採数が減数されている(2)。

前述の唐松・姫小松、縦・柾・唐檜の立木数がマイナスになってしまうことについて、その計算書とも言うべき文書(28)がある。この文書には年号が記されていないが、内容、数字などから明和三年か四年に書かれたものであると考えられる。土台になっている文書は、内容数字から見て明らかに宝暦十二年の『御林帳』(大河原村)(6)である。その各種立木数の上の付紙には宝暦御用木切り出しの際に伐採した立木数とほぼ一致する数が書かれており、「伐過」または「残テ」の数が記されている。例えば、宝暦十二年では縦・柾・唐檜は47,459本だったが、付紙には「指引而五千九百拾五本伐過」とある。つまり宝暦御用木切り出しで縦・柾・唐檜は、それまで有ると報告されていた立木数を上回って53,374本伐採した、ということである。同様に唐松・姫小松は775本伐り過ぎ(7,842本の伐採を意味する)とある。桂の欄には宝暦十二年は18,950本だったが、「内千四百六拾三本伐出し、残テ壱万七千四百八拾七本有木」と記した付紙がなされている。他の樹種についても宝暦御用木の伐採数と同様の数と残木数が記されている。それら計算のしかたは表1に示した仮想の書上帳の数値の求め方と同様である。この文書に注目したのは、当時の御樽木山の現状報告をする際には、過去の木数報告書と伐採数を考慮して作成していた根拠になることは勿論のこと、後述する明和三年大河原山『書上帳』に関わって吟味を受けた際に大河原村役人はこのような計算もして検討していたであろうことを想起させるからであっ

た。

2. 明和三年大河原山『書上帳』

宝暦御用木請負による伐出期間が終わるや否やの明和二年三月、大河原村は御樽木山の木数等の見分報告書を求められた。しかし、四月と五月の満水(水害)により、山内の道や橋が壊れて流され通行できなくなったので調査に入れず、すぐに修復できるような余力はない、通行できるようになったら調査に入るので『書上帳』の提出が遅れる、という届出書き(10)が出されている。

この『書上帳』(『御樽木山御吟味二付木品寸間大積り書附』(11))は、前報(2)に掲載した延享元年(1744)鹿塩山『書上帳』と同じ形式で、大河原村から明和三年五月付けで飯田 御役所に提出された(文書1)。この明和三年大河原山『書上帳』の著しい特徴は、前々から1,000本程あると報告されていた檜は谷崩れで埋まって無くなってしまったこと、3,000本程あった黒部はことごとく立ち枯れてしまったこと、檜と黒部は小木苗木ばかりであるとされていることである。また、栗、桂、塩地とほうだらが宝暦十二年(1762)までの報告書と比べて激減している(表1)。一方では報告する径木級を下げて、縦・柵・唐檜(白柵も含む)の数は宝暦十二年の報告数と比べて2倍以上にも増加させている。すなわち縦・柵・唐 檜は宝暦十二年の『書上帳』までは目通り2尺から8尺までのものであったが、明和三年の『書上帳』では1.5尺から4尺という径木級の報告で(2)、これは度重なる伐採により中・大径木が尽きてしまったことを意味している。

後に述べるような事情によりこの明和三年五月の報告書中の諸木立木数は明和四年に改訂され、日付をさかのぼって明和三年七月付けの文書(12)として残された。七月の報告書にある諸木立木数は表1に示したものである。これは、五月付けの報告書の数を「大積もり数」らしく端数のない数にしているのが特徴である。合計数は変わっていない。

明和三年五月の『書上帳』の元帳にあたるのが同じ明和三年五月付『御樽木山見分帳』(29)である。そこには、大河原村の北の鹿塩村と接する小河内谷から、南の上村と接する安康辺りまでの27カ所において、それぞれの区域に生育している一定径木以上の各種樹木数が記録されている。それら区域毎、樹種毎の立木数量を表3に抄出した。それぞれの区域は図 1に概略示した。区域名と場所の対応は、現在も地図で明記し使用されている沢や山の名称 と、明和六年『萬日記』(35)の六月二十二日付け「御奉行様御見分」の際の案内道筋図に書き込まれている名称などを参照した。

『御樽木山見分帳』には、先ず「惣木数」として合計142,550本の記述の後、その内訳として明和三年五月『書上帳』(文書1)の縦以下ほうだらまでの記述のそれぞれと全く同じ立木数と長さ(樹高)および目通り(目の高さの周囲長)が記されている。さらに続けて、「外二檜之義小木木種斗二而御座候、前々之分ハ谷崩いたし折レミぢぎ一切見得不申候事、黒部ハ皆古ク候間、立枯ニ成枯折レ申候、小木木種ハ御座候」とあるが、これも明和三年五月の『書上帳』と同じ趣旨である。ここで「折レミぢぎ」とは、折れて短くなった木の意味と思われる。表3に示したように谷々毎の内訳では縦と唐檜、柵と白柵をそれぞれ区別していないが、合計では縦47,549本と唐檜42,370本、柵30,660本と白柵9,150本と区別して記載されている。ここから縦と唐檜の合計は89,919本になり谷々毎の内訳数の総合計(表3)よりも200本多くなる。これについては、姫

小松の合計が2,130本と記載されているのに谷々毎の内訳の総合計を計算してみると2,330本になるので、相殺されて惣木数は変わらない。この種の文書としては珍しい数字の取り違いがある。このような樹種毎の立木数内訳に続き、区域毎、樹種毎の内訳記述が表3に抄出したように続く。そして最後のページに次のような書き加えがなされている。

「此御樽木山木数改帳写、御役所様より此帳面御一読被遊度ニ付、下帳控江差上申候二写置候、当正月八日名主安右衛門殿、御年改ニ罷出候ニ付持参差上候事、寅正月七日写候事」「右差上候帳面寅三月八日ニ御返シ被成候ニ付受取候間、此帳面不用ニ候」

ここで言う寅は明和七年で、後述する「六ヶ敷い」取り調べがほぼ終わった時期である。

図1に示した大河原御樽木山の領域はほぼ今日の国有林領域である。御樽木山は後に大鹿村村有林地になる大河原村入会山と接していた。標高は約1,000m以上だが、南アルプス主峰の赤石岳(3,120m)や荒川岳(前岳3,083m)の西側が含まれるので、標高約2,500m以上の森林限界を越えている範囲を含む区域もあり、御樽木山領域はすべて急峻な山地である。

『書上帳』等と言う「樅、榎、唐檜」は、今日のモミ(*Abies firma*)、ツガ(*Tsuga sieboldii*)、トウヒ(*Picea jezoensis* var. *hondoensis*)と必ずしも同じではない。標高1,000m以上では標高が上がるにつれてウラジロモミ(*Abies homolepis*)、シラビソ(*Abies veitchii*)、オオシラビソ(*Abies mariesii*)と分布する種が変化してゆき、これらをモミと区別するのは難しかったであろう。また、より高標高に分布するコメツガ(*Tsuga diversifolia*)はツガと区別しなかったかもしれない。白榎とはコメツガを含めてこれらのいずれかを指していたと考えられる。トウヒは早くから他と区別されていたようだ。「板谷 沢、高山、井戸川、あら川、丈山ふく川、榎むら」で記録されている「樅、榎、白榎」は、それら区域の標高がより高いことから、モミとツガをほとんど含まず、ウラジロモミ、シラビソ、オオシラビソ、コメツガであったと思われる。

「せい田よりぶな山迄」の区域の立木は、半数近くが落葉広葉樹である榎(ケヤキ、ツキ、*Zelkova serrata*)栗(クリ、*Castanea crenata*)、桂(カツラ、*Cercidiphyllum japonicum*)とぼうだら(ハリギリ、センノキ、*Kalopanax pictus*)である。現在の南アルプス西側一帯ではブナ林と記載される森林は非常にまれだが、この「せい田よりぶな山迄」の区域は現在もブナ林と記載されている(4)森林区域を含む。他の多くの区域も標高1,500m前後であり、気候帯から考えると冷温帯ブナ林が展開していてもよさそうな領域だが、すべて圧倒的に針葉樹が優先する森林である。年貢としての榎木の割り出しや、大規模な伐採がまだ行われていなかった17世紀当初の大河原御樽木山は、享保九年の『書上帳』における諸木数とその後の伐採の歴史から考えると、落葉樹もかなり多く混じる、いわゆる針広混合林だったと考えざるをえない(2)。一方明和三年に至って、「樅・榎・唐檜」は目通り範囲を下げて1.5尺から4尺とすれば13万本も立木数を報告できるほど自然更新による後継木が生育していた。前述したように、主な構成樹種としての樅・榎・唐檜、と唐松・姫小松がそれまでの報告数を基準にすればマイナスになるほど、しかも御樽木山のほぼ全域から伐採され、森林環境が攪乱された。その結果として、「深山嶮岨」な立地で自然更新しやすい針葉樹が卓越した森林に変化したのではなかろうか。そこには中央構造線という大断層に沿った地質の不安定要因と外帯表層岩石の物理化学的特性が重要な関わりをもっていると考えている。それらは森林伐採を契機とした表層侵食と関わって今後の問題であ

る。

諸木を伐採して製材し運び出すのは大変な仕事であった。御用木や商木切り出しの度にいつも御樽木山全域から諸木を切り出して運び出したとは考えられない。最も容易ではないのが運材で、伐採して製材した現地から小谷を落とし、谷川を堰止めて材を浮かべ、堰をはずして一気に流すというようなことを繰り返す運材方法であったと考えられる。したがって村落に近く運材に便利な近場からより多く切り出したであろう。宝暦御用木切り出しにおける大量の伐採を経た後の御樽木山に残っている立木数は、そのような事情を反映していると考えられる。すなわち、「小河内谷筋寺沢」から「下板谷沢」や「下高山」辺りまでや、小渋川を隔てて反対側の「あふき山」(扇山)から「下沢」は上蔵集落や釜沢集落から近い。小渋川にそって赤石岳や荒川岳、あるいは奥茶臼山(2,474m)や前茶臼山(2,233m)に向かってより奥地の区域ではより多くの立木数が記録されている。「せい田よりぶな山まで」から「南沢よりあんこう迄」は中央構造線に沿った青木川沿いの区域で、秋葉街道沿いでもあり、より多く伐採された区域であると思われる。また度重なる材木落としにより谷々の表層破壊は著しく、そのために「山抜谷崩れ満水」が頻発したと考えられる。これが、沢沿いに主に分布する塩地、桂、棒だらが切り出されてはいないのに激減した直接の原因であったと考える。

江戸時代を通して鹿塩・大河原山で植林はなされていない。明和元年初め頃、千村平右衛門預り所の十一カ村は杉と檜の差木をするよう申し付けられ(21)、その請書と差木の方法など注意書きを提出している。そこでは何本の差木をして何本根付き、枯れたかを報告するとしている。大河原村は杉50本、檜130本を差し、残らず枯れたと明和元年七月には報告している(8)。明和二年には再び差木を試すよう申し付けられ(26)、明和二年七月に、檜1,250本を差し、その内250本根付いたと報告している(27)。この報告書には杉が無いので差木は出来なかった旨記されており、その当時大河原山に杉が分布していなかったことが分る。明和元年九月には幕府から栗と松の苗を空き地に植え付けるよう申し付けられたが、次のように断っている。

「私共村々御林之義、深山嶮岨岩山二而、其上寒気強、雪之消間少ク、自然二生立候斗二而植付難相成、縦植付候而茂根付不申難場二御座候二付、人夫のみ費シ難儀至極二御座候、其外村内空地と申者無御座、適々空地と相見候場所所有之候而も、秣場或者作物干場等二而、苗木植付候而者農業之障二相成、甚難儀仕候間、植付之儀御免被下置候様、奉願上候 以上」(9,22)

明和六年七月にも勘定奉行所から御林に栗松苗木を植付けるよう申し付けられたが、上と同様の断り書きが提出されている(15,34)。

3. 明和三年『書上帳』始末

1) 明和三年『書上帳』に対する弁明とその改訂

明和四年六月廿日の飯田御役所からの呼び出し状に従って大河原村当番名主の庄左衛門と供1名、組頭安右衛門と傳左衛門の計4名は六月廿二日に飯田御役所に出頭した。当時の大河原村定名主右馬之丞は江戸にいた。翌廿三日の「御代官様方御手代衆御立会にて」大河原村役人達との御樽木山木数に関わるやりとりは、生き生きと『萬日記』(30)に記されている。

「御代官様方御手代衆御立会二而只右衛門様被仰聞候ハ、先達而差出候御樽木山木数書上帳 相直し候義ハ不相成候哉、と御尋被遊候故、安右衛門申上候ハ、其儀

ハ不相成候、私共手ニ不及候故五郎三郎、いせ伊兵衛長三郎頼、見分致こしらい申候段申上候得者、則又被仰候ハ、苗木枯木ハ可有之候、と被仰聞候故傳左衛門申上候ハ、左様ニ御座候得共苗木有之候得共枯木ハ山ぬけ致し跡方も無御座候旨申上候、又以被仰聞候ハ、帳面直し候事不成して此帳面ニ添書付可差出旨被仰出候故、承知仕候旨申上候、然共枯木有之候得ハ三百本程ハ檜黒部ニ而書上候様ニ被仰聞候、左様被仰聞候而もないものハ有とハ書上不被申件申候得ハ、然者さきさきハ見分ニ相成候、村方ニ而も失損相立候、我等見聞致候而も又江戸表より御見分杯と被仰候得ハ大難儀ニ及候旨被仰聞候、先宿へ下り相談可申候、書付下書認可申候故差控へ候様ニ被仰聞候故、下宿致相談申候、御沙汰無之二付、晩寄りニ罷出候得ハ、其日ハ御立合無之候事」(明和四年『萬日記』六月廿三日)

ここで、只右衛門様(宇部只右衛門)とは飯田御役所の御頭衆(代官)の一人で、もう一人は儀兵衛(湯浅儀兵衛)である。要するに、明和三年五月の大河原山『書上帳』では檜と黒部は小木苗木ばかりと報告されているが、これを成木が有ることにして報告書を出し直せないか、枯木があるのだから300本程はどうか、という問いかけに対して、村方は無いものを有るとは絶対に書けないと断っている。檜や黒部のように特に重要視されていた木がこれだけあると報告したとして、万一それらを切り出しせよと命じられたときに、ありませんでは済まない。詮議の厳しさは木曾辺りで「木一本首一つ」と言われていたのと同様であったろう。報告書を出し直すことを断ったことに対して代官は、それならば実地見分することになるが、自分たち代官だろうと幕府方だろうと実地見分ということになったらさぞかし村方は大難儀であろう、と一種のおどしをかけている。当時幕府方役人による見分は場合によっては数百人の人手と多大な出費を必要としたからである。

翌日廿四日、また御役所から沙汰があり村役人三人は出頭した。そこで只右衛門からは、「檜と黒部を三千本程有と書いて、ただし小木苗木ばかりだということにして書上帳を書き改めることが出来ないか」と問われるが、やはり無いものを有と書くことはできないと村役人が断ると、それなら実地見分をする、と言われる。加えて同席のもう一人の代官儀兵衛は、塩地や、桂は御樽木山に有るのか無いのか、と問いかける。これに対して御樽木山と持ち山の境に少しはある、と答えると、それではそれについても実地見分すると言い渡される。もはや見分は免れないと判断してか、村役人はその見分の時期は翌年(明和五年)春過ぎた頃と願い、御役所も準備に十カ月程かかるからと言って同意したところまでで、ひとまず『萬日記』におけるこの件についての記述は終わっている。実地見分について村役人は、山中への道や橋は現在通れないから、杣人や日雇いの者どもはなんとか通行できて自分たちには案内できないという、代官はそれでも行ける所まで行って見分すると申し伝えている。

村役人達が帰村してすぐの六月晦日付けの記述によると、御樽木山は勿論のこと内山であっても、実地見分が済むまではたとえ寝木(倒木)であっても取ってはいけないことを村役人はもうしあわせた。ところが七月三日九つ時、またもや飯田御役所から「御樽木山木数改之義」について、名主庄左衛門、組頭安右衛門と傳左衛門三名の呼び出し状が届いた(明和四年『萬日記』七月三日)。この呼び出しには当番名主庄左衛門と供の者、安右衛門と傳左衛門両人の代人として組頭弥次右衛門が出頭した。七月十一日昼に庄左衛門は帰村した。これまでの木数書上帳に関する村役人と飯田御役所とのやり取りを問答形式の文書にして提出したこと、御役所も勘定奉行所にあてた書付を出すということだ、と報告された。夜になって弥次右衛門も帰村した。その報告は次のように記されている。

「同晩弥次右衛門殿被戻候而承候所、右之趣二而御座候、尤右書付差上候ハバ御見分ハ定而 有之義ハ御止メ被遊候段御尋申上候得ハ、下之者して上を斗候よし被仰、御志かり被成候よし、然共御見分被遊候義二候ハバ書付差上候ニハ不及旨申上候得ハ、只右衛門様被仰聞候ハ、右書付取立江戸表へ御伺候故二而、見分被仰付候ハバ村方迄行迄候旨被仰候よし、被咄候事」(明和四年『萬日記』七月十一日)

ここに述べられている村役人が提出した文書は七月八日付けで(31)、文書2に示した明和 四年九月十日に提出した文書の内5番目の問答を除いたものと同じである。四つの問答は、①宝暦御用木伐出跡を調べた結果提出した明和三年『書上帳』において、槻が減木されていることと檜黒部が小木苗木しかないこととされていることについて、槻は風折、雪折や根返り(倒木)で減少した、檜は荒川山にあったが谷抜(鉄砲水)と山崩れで埋まった、いつ谷抜けや山崩れが起こったか分からないが、宝暦御用木切り出し作業の際に立木が無いことが分かったものである、②檜や黒部がないことは本当に調べて確認されていることかという疑問に、宝暦御用木切り出しの年限が終わった翌年には調べたこと、③宝暦御用木切り出しの際に数多く切り出した木(樅、栂、唐檜、唐松など)でも明和三年『書上帳』で増木しているものがある一方で、切り出していないのに減木されているものがあるのはどういうわけかという問いに対して、前の報告で小木苗木が多くあると言ったそれら小木苗木が生長したからだということ、谷抜け等や御用木で切り出したなどの理由で減木したこと、④特に大切な槻、檜、黒部が減ったり無くなったりしていることに御用木切り出しの時に気付いていたにもかかわらずなぜその報告が遅れたかという問いに対しては、深山嶮岨でなかなか簡単には見分できない山なので、いつ谷抜け等で木々が無くなったかは分からなかったが、見つけたのが宝暦御用木切り出しの時期だったのでそれが終わってから調べて報告するつもりだったので遅れた、という内容である。

このような書付を出したのだから、難儀な実地見分はやらなくともいいではないかと村役人が考えるのは当然であろう。しかし見分をするかしないかは御上の決めることとして、下のものが上のものを指図するのかと叱る飯田御役所も、このときは幕府勘定奉行所に対して千村平右衛門名で伺い書の形の説明書を提出している。そこで説明している内容は村役人の提出したものと同じだが、言い回しが「村役人共を呼び寄せて吟味し、また見分も行って調べたが、深山嶮岨なので調べは行き届かない、村役人はこう言っている」というようなものである(13)。

ここで述べられている荒川山の谷抜と山崩れの記述は興味深い。後に実地見分を受けるこの地は、南アルプス荒川岳(前岳3,083m)の西側斜面であり、現在でも大規模に崩壊している地である。現在「荒川大崩壊地」と地図にも記載されている地と、その崩れに付随して「広河原」が形成された地に檜があったが、それらが谷抜、山崩で埋まってなくなったというのである。宝暦御用木切り出し以前に檜が「有る」という報告書は延享元年(1744)『御林帳』(2)であるが、他に特別に檜の材木切り出しについて幕府の問い合わせに答えて調査報告したものに、寛保三年(1743)『檜材木御尋二付指上候書付』(16)がある。これら文書に記されているように檜があった場所がほんとうに荒川山を中心とした地ならば、荒川大崩壊地は別としても、少なくとも谷抜、山崩によって広河原が形成された時期は1743年から1760年の間であろうということになる。

明和四年の八月二十九日付の飯田御役所からの呼び出し状は、名主右馬之丞代理兵左衛門(右馬之丞の息子)、当番名主庄左衛門、組頭傳左衛門と安右衛門の4人に、「御樽木山木 数改之義二付差掛り候急御用」があるから村役人総員の印判を

持って出頭せよ、というもの だった(30)。九月四日に出頭した。そこでは、久々里(樽木奉行千村平右衛門本拠地:現在 岐阜県可児市久々利地区)も江戸表も檜と黒部の木数が書いてなくてはどうしても承知しないから、立木数、長さを目通りを書き加えよ、と申し付けられた。村役人は「何とそ右帳面 二而御済可被下旨」を願うが、「右帳面二而調之義不相成、左二候得ハ直御見分之上御調申より外二無之候、左候而ハ村方大入用相掛り難儀可致」と代官只右衛門は村役人達に伝えた。それでも村役人は「何とも木数書上候事難成旨」を答えると今度は、長さや目通りぬきで木数を書くなら何の差し障りもないだろうからそのようにせよ、と言うので、村役人は相談すると行ってその日は宿に下がった。翌日また村役人達は出頭して、やはり何としても木数を書く事はできないと返事すると、それなら小木苗木の数を調べて報告せよ、と言われる。それはとても出来ることではないと答えると、それでは長さ目通りぬきで木数を書け、と話がどうどうめぐりになった。村役人達は宿に下がって相談するが、何とも思案に行き詰まり、御役所の手代衆に御頭衆の御内意は本当の所何なのか伺うことになった。それによると小木苗木を数えて報告せよなどと言うことは「有間敷事二候、左二候而ハ其村之さわりニも相成候」というのが御頭衆の本心だし、しだいに木数を書かない積もりが変わりつつある、と聞かされたので村役人達は安心した。六日に出頭してやはり「何とも右御帳面二而御済被下置候様ニ願上候段」申し上げたところ、またひとしきり堂々巡りの問答となったが、その後はおそらく手代の佐蔵(市岡佐蔵)のとりにしもあつて結局次のように処置することになった。一つは「先達而差上候帳面、拾本ノ壹本ノ何本ノと申義ハ大積り之事二候得ハ有間敷義ニ 候」という理由で、明和三年五月の『書上帳』(11)の各種樹木数を概数らしく書き直して再 提出すること、もう一つは檜、檜と黒部が減数していたり谷抜け等の理由で無くなっていた ことの報告が遅れたことははなはだ不埒であった件を、七月八日付で出した文書に加えることこの2点が仰せ付けられ、村方は承知した。その二つの文書が、文書1の数を概数にした明和三年七月の『書上帳』(12)(表1に数を示した)であり、文書2に示した改訂版書付 (32)であった。文書2の5番目の内容がつけ加えられた部分であるが、この部分だけの写しの文書も前嶋家文書に保存されている。

2) 埋木掘り起こしの見積り

明和四年九月に『大河原村御樽木山木数御改御吟味二付申上候書付』(32)(文書2)を提出して以来、御樽木山木数調べは難しい状況であるという江戸表の様子が伝えられ、いつ江戸幕府方により御樽木山を見分されることになっても困らないようにと飯田御役所役人は心配し、大河原村役人を再三呼び寄せている。大河原村も御樽木山各地を見回ったりしている。明和五年七月から八月に、村々にある御樽木山についてこれまで報告されていた種類の樹木以外の雑木の樹高や目通りを調べて報告するよう命じられて、大河原村も対応している。そこではドロノキやエゴノキまで報告するよう求められていたようだが、大河原村の回答では そのような種類の樹木は大河原山にはないとしている(明和五年『萬日記』七月十七日、七月二十日および八月四日)(34)。このことに関わって、雑木とは、上木とは、御用木とは何かの問答があり、当時の植物資源に対する認識の一端を知る意味でも興味深いので、以下に明和五年『萬日記』七月廿日記述の一節を掲げる。
「儀兵衛様御尋候ハ、雑木とハ何木ヲ申候哉、と御尋被成候、塩地・桂・くり・ぼうだら并秋に相成候得ハ葉落候木品雑木と申候段申上候得ハ、又、上木とハ何木云候哉、と被仰候故、檜木・さわら・くろ部申候、口ニ縦・楯・から松・ひめ子ハ上木二而ハ無

之哉、と被仰候故、是ハ御用木ニ御座候段申上候得ハ、檜木・さわら・くろ部口葉口
口でかえと様々御尋被遊 候故、いろいろニ申上候得者、手前御尋ニハ無之候、
江戸表より御尋被成候故尋候段被仰聞 候」

明和五年九月廿六日五つ半、飯田御役所からの急の御用状が届いた。水害や崖崩れなどで被害を受けた畑地その他の届けについての用事と共に、御樽木山の木数減木について、「以書付申遣候、然者其村御樽木山減木御伺御吟味、甚六ヶ敷、依之申渡候御用之義有之候間、名主并組頭吉人早々可罷出候」という呼び出し状であった。相談の結果、当番名主傳左衛門の代理として組頭庄左衛門、もう一名組頭相当として久右衛門が飯田へ出頭した。ところが廿九日になって久右衛門が急ぎ帰村し、吟味が非常に難しいことになったので傳左衛門に飯田へ来るように伝えられた。

「同廿九日、供久右衛門相返シ候訳ケハ、御樽木山御吟味殊外六ヶ敷被仰渡候ニ付、傳左衛門殿ニ明日罷出候様ニ被申越候、右之件ハ、荒川谷抜埋り木掘り出し人足何程相掛り埋り 木ほり出し金月々積り何程有之候哉ノ旨相積り、可差出段被仰付候よし、尤右御入用ハ可被下置段被仰付候件申越候、又別紙ニ被申越候ハ、儀兵衛様被仰聞候ハ、めうが金として首代と□□□金子差上候而成共致済可申之旨も被仰聞候よし申越候、流方も六ヶ敷候得共、とうより取掛り候、吉人ニ而ハ無□□候得共取掛り候旨被申越候、尤大辻斗り申越候段申越候、右ニ付今晚中ニ寄り合被成候而、傳左衛門殿出可申旨、書状被遣候ニ付、直ニ傳左衛門殿へ申遣候而返事申越候ニ付、頭分百姓代寄り合致候、尤夜ニ入候故上蔵傳左衛門殿、安右衛門、兵次郎、太郎左衛門、清四郎代判右人数ニ而相談致候ハ、中々首代として金子差上候義ハ致 得間敷旨相聞し候、右荒川谷ほり出し積り之義、是以不及積り引合傳左衛門殿頼有之積り相聞シ候而、皆々被帰候、右ハ大辻斗り記候 以上」(明和五年『萬日記』九月廿九日)

荒川山に以前あった檜は谷抜け、山崩れで埋まってなくなり、黒部は立ち枯れや風折れ雪折れなどでなくなって、小木苗木ばかりであると報告し、無いものを有るとは報告できないと言いつづけたことが、それでは埋木掘り出しに掛かる費用と掘り出した木を材木として出せばどれほどになるか見積りを出すようにという勘定奉行所からの通知を受ける結果になった。その答弁書作成には荒れ所に関わって年貢減免などについての吟味もあるから庄左衛門だけではとても無理で、傳左衛門が飯田御役所に来るよう伝えられたのであった。この埋木掘り起こし見積りの件について大河原村が提出した文書が、明和五年十月『御樽木山御用木伐跡改之上減木埋木掘起御入用見積等之儀御尋ニ付申上候書付』(33)(文書3)である。

これは、①埋木掘り起こしに掛かる費用と掘り出した木を材木にすればいくらになるかの見 見積りを出すように通知を受けるまでの顛末、②埋木掘り起こしの見積りは実地見分の上行が、深山嶮岨の山奥で見分も難しく、さらに実際に掘り出しを行うなどは出来ないこと、③年賦冥加金を支払って追い追い掘り起しなど行うということにしないと、今回の減木等の件は解決しそうもないだろうが、百姓は困窮しているのでそれは出来ないこと、④見分は御役所に従って行うようにしたいので、諸々必要なものは早めに前もって仰せ付けてほしいこと、等が記述内容である。この文書でも谷抜け、山崩れによる埋木の地として、「殊に檜之れ有る山崩の場所、荒川山と申すは、大嶽近く候に付、村居よりは十余里ほども御座候」と、今日の荒川岳(前岳)西斜面の大崩壊地をあげている。

この文書3を出してから後は明和六年の実地見分まで、この件について村方が何ら

かのまとまった文書を出している形跡は見受けられない。埋木地周辺の絵図や伐出数、木数書上帳の整理などを行って、見分の際に困ることがないように準備されていたらしいことが、『萬日記』の所々に記されている。

江戸表の詮議が埋木掘り起こしまで考えるほど「殊の外六ヶ敷く」になっていることの真意は何なのかについて、飯田御役所はさまざまな人づてに探っていたことが、『大河原山減木并弁木御伺二付存寄談判其外覚書』(14)から読み取れる。この文書には筆者も年号も記されていないが、宝暦御用木請負による諸木伐出において納入不足の材木を弁納しなければならなかった事件(1,3)や、その他こまごまと飯田御役所の懸案事項も記されている。これらの記述内容から、明和六年のはじめに書かれた文書であると思われる。書き手については、その名前が身分の高さにしては様、殿付けではないことから、飯田御役所の御頭衆(代官)の一人、宇部只右衛門ではないかと思われるが、いずれにしても飯田御役所の懸案事項を良く心得ており、幕府勘定方や吟味方の意向を内々に問い合わせなどが出来る人物であった。この文書は前掲の村方の文書や『萬日記』における記述に対応して、飯田御役所の役人達の幕府直轄林に関わる一連の事項への対応の仕方と、幕府の考え方を伺えるものとして興味深い。弁木およびその他の項目は省略するが、「大河原山減木御伺二付談判之趣左之通」の項目の全文を文書4として掲載した。

この覚書に記されている要点は次のことである。先ず埋もれ木の掘り起こしに要する費用と、掘り起こした木を材木にしたらいくらになるかの見積りを出すにあたって実地見分をする際には、山のことを良く知っている者(たとえば鹿塩村の五郎三郎)を雇って案内させなければならない。見分に山入するにあたって道や橋の工事をさせねばならないが、その他入用も含めて多大な費用がかかる。明和三年の書上帳における減木数の木が埋まっているとして見積もるしかないが、掘り起こす費用や見分費用等入用が莫大で、もし掘り起こしても木がなかったりしたらどうしようもない。冥加金を取って百姓に埋木を払い下げること考えられるが、埋木量が不明では冥加金高も決められない。減木数などの報告が遅れたことは不埒だから過料永等科すことも考えられるが、村方を納得させるのは容易ではない。これ以上名主や村役人の詮議を続けても解決しようがない。心配だったことだが、幕府の吟味方が今回の件の取り調べに動いていることはなさそうだ。勘定奉行所はきちんと説明書を出せば吟味して報告書を認めるらしい。しかし万一幕府方による現地調査がなされたとき困らないように、やはり一度実地見分はしておかないといけない、と結論されている。最後に幕府方の内意等を探って内々話してくれた方々に「軽き御着」などをお礼に差し上げることも記されている。

前述したようにこの文書は明和六年のはじめに書かれたものと思われるが、明和三年五月(および七月)付けの『書上帳』のままで勘定奉行所に説明をしてきた飯田御役所にとっても、何とかして事が無事に済むようにあれこれ考えている様子が伺える。また幕府勘定奉行所が本気で埋木掘り起こしを考えていたかどうかはわからないが、もし本気ならば埋まっている木を掘り起こしてでも建築用材(あるいは財源としての材木)がほしい理由が当時あったということであろうか。

3) 荒川大崩壊地、広河原の谷抜け、山崩れによる埋木の実地見分

「今一応」の見分をする必要があるという結論が出て間もなくの時期と思われる明和六年四月朔日、飯田御役所から大河原村名主宛てに三月二十九日付の呼び出し状が届いた(35)。このときは名主右馬之丞の代理として俣の兵左衛門と当番名主安右衛門が出頭した。同時に鹿塩村の五郎三郎も呼び出されていた。五郎三郎への

用件は「大河原山埋木掘出し見分ニ御役人遣候ニ付、其方乍太儀道橋はし子等差
図致拵候様ニ可致旨」の仰せ付けであった。五郎三郎は大河原村のことなのに自分
がそのような役を負う理由がないと抵抗するが、殿の御下で大河原村も鹿塩村もあ
るものかとむりやりに請書を提出させられた。

兵左衛門と安右衛門が出頭すると、「御代官様御手代様御立会」にて代官の義兵
衛から、「先達去子十月申渡請書共ニ相済候得共、申聞候御見分ニ当月末ニ罷越
候積り」と伝えられた。安右衛門は、前の話では夏に見分ということだったではないか、
六、七月にならないととうてい釜沢より奥の問題の荒川岳の元には行けない、と答え
た。すると代官義兵衛は「能々相考可申候、此度之義御役所ニ而致候事ニも無之、
久々里ニ而被遊候義ニ而も猶以無之候、皆大河原村ニ而仕出し候義候、ありさうあ
るまいも志連もせぬ(あるのかないのか知れもせぬ)埋レ木掘出候ハバ、何程相掛り
可申哉、又ハ拂木ニ致して何程と申義、御勘定所より殿様へ御難題相掛り候、首尾
よく相済不申候而ハ則殿様御志をき(おしおき)ニも相成候、さニ候てハ村方も難儀
致候」として、これまたむりやりに請書を提出させた。多くの人手を使って道や橋の工
事にとりかかった。しかし、五月上旬の大雨と洪水で作ったものもまた壊れたこともあ
り、準備が整って見分に来ることが出来ることを村方から飯田御役所へ知らせたのは
六月三日になった(明和六年『萬日記』六月三日文書)。

誰が実地見分奉行役なのか特定できないが、この山崩れ、谷抜けの地の実地見分
について『萬日記』(35)の記述は「六月十九日、御奉行様方御出ニ付、そうじ人足よ
び申候事」から始まる。飯田御役所からの一行は、「谷沢幸内殿、井上柳八殿、御足
軽近藤伴左衛門殿、小者壱人、御上下四人」であった。この時同じく手代の市岡才助
も出張する予定であったらしいが、病氣中だった。則ち飯田御役所の御頭衆は出張し
ないが、手代衆でもってこの見分はなされた。奉行方は早速明日にも見分に出かけ
ると伝えるが、下見に出ている当番名主の安右衛門がまだ山から戻らず、準備も完
了していないし天気も続きそうだからと、見分は二十一日に延期され、「御奉行様御
休ミ被成候」ということであった。十九日から二十日にかけて村役人達は寄り合い、こ
の度の御見分が首尾よく済むようにと祈願なども行った。二十日 朝には安右衛門が
荒川までの下見から戻り、その様子が良いということなので皆安心した。

「六月二十一日御奉行方御樽木山荒川谷御見分」に出かけた。案内の村役人は名
主の安右 衛門と兵左衛門、組頭と惣百姓代の計九名、上荷人足、お茶や弁当掛等
計26名、日雇い差配の鹿塩村数右衛門と日雇方計六名という大勢だった。途中木屋
で一泊し、二十二日に荒川岳の広河原に到着して「荒川谷抜ケ御見せ御見分」とい
うことになった。

荒川岳の中腹にあたる、今日荒川大崩壊地と記載されている山崩れにより、土石
が谷を埋めて形成された広河原を見分した奉行方は、「谷抜ケニ而ハ無之候、荒川
谷ぬけなし堆たるニ有之候、則山河原」と言う。広河原の長さは六丁程、巾が三百間
程もあろうかと目測された。安右衛門が「ケ様成所ニ候得ハ、中々積り杯申義ハ不及
候、先年此所ニ捨木有之候由、年寄共申候」と言うと、奉行は「埋木有之候而も人
力ニ而ハ不及候、又有共不見候、当谷ニ苗木ニ而も有之候ハバ分り候得共、近所ニ
小木も不見候」と言った。安右衛門はすかさず「何とか此度ノ御見分ニ而御済被下
置候様」に願うと、谷沢幸内は「十分九ツ(十中九)此度ノ見分ニ而御申取相済可申
被存候、左なく候而ハ殿様も御入り(お困り)被遊候、百姓も先達大難ニ候」と答えて
いる。奉行方は休息中に荒川谷の現場絵図を書き、それを村役人達に見せたりして
いる。この絵図は後日のために村役人にも写し(36)が渡されている。これは簡単な絵

図であるが、広河原内の川の流れ位置が今日と違うことを除いて良く周辺の地形などを表現している。現在の広河原と大きな違いはない。荒川大崩壊地も「荒川入山抜押出」と記入されている。この絵図には「明和六丑年六月廿二日荒川山見分之節、右場所二而見分絵図谷沢幸内、井上柳八、御足軽近藤伴左衛門」と記されている。

黒部は桧と違って主に立ち枯れで無くなってしまった。ちょうど夕日に白く立ち枯れの黒部が遠望できる場所があるので見るように村役人は願うが、奉行方は立ち枯れているのは黒部だけではあるまい、見るには及ばずとしている。

実地見分が終わると村役人は谷沢幸内と井上柳八にあてて『差上候山内御見分之覚』を提出した(明和六年『萬日記』六月二十四日の記述)。これにはこの見分までの経緯と、荒川山の谷抜け山崩れの地の見分の結果、檜などみあたらないこと、黒部は立ち枯れていること、埋木掘り出しは人力ではとうてい及ばないこと、木数などの調査結果は「山方巧者成木師杣等」を雇って調査し報告されたものなので間違いはないことなどが記されていた。この覚書は十一月に文章表現上の手直しをして再提出して相済みとなった(明和六年『萬日記』十一月十四日の記述)。

たしかにこの見分により明和三年『書上帳』報告についての吟味は「十分九ツ」終わった。残りの十分の一つに当たるのは次のような事々であった。

荒川山見分の際には枝沢などに至るまで見分出来ず、遠見したにすぎなかったその理由を 飯田御役所は求めてきたようだ。これに対し、深山嶮岨大難場なので、とても枝沢などに入り込んで案内などはできない、と返答すると、そのようなところで宝暦御用木の伐出の仕事はどうやって出来たかと問われる。それには、「猿同然二相働候」杣や日雇だから出来ることで、普通人ではとても入り込めない、というのが返答だった(明和六年『萬日記』八月二十九日の記述)。結局そのような枝沢に至るまでの実地見分は行われてはいない。

大河原村御樽木山における雪折れ、風折れ、立ち枯れ、根返り等の木々、および山崩れや谷抜けで埋まった木々を買い請ける者は届出よと仰せ付けられたことが、明和六年九月付の信州伊那郡千村平右衛門御預り所の11カ村連名による『差上候御請書之事』、及び大河原村からの『乍恐以書付申上候御事』によってわかる(明和六年『萬日記』十一月二十六日の記述)。大河原村も「村方及力不申候間、所役二而買請候義も困窮之百姓共二御座候間、何分御免被成下候様二幾重二も奉願候」と返事している。

このように明和三年『書上帳』において檜や黒部が小木苗木ばかりで、その他の諸木の数も従来の報告数ほどにはなく、立ち枯れや山崩れ谷抜けなどで減少したと報告したことから始まった「六ヶ敷い」詮議は終わった。後に明和八年(1771)の『御林帳』からは、飯田御役所が望んだように、檜と黒部は小木苗木が生長したとして3,000本程報告されるようになる。以後幕末まで基本的には明和三年の『書上帳』の諸木数を基礎として大河原御樽木山木数報告はなされた(2)。宝暦御用木請負による諸木切り出しが終わった明和年間当時の大河原御樽木山は、大、中径木がほとんどない雑木と縦樺の、小木苗木林と言ってよい状態であり、そのような森林に追い打ちをかけるように、胸高直径30cm以下の木々を数多く伐採せざるをえなかったのが文化諸木切り出し(1816~1819)であった(2)。このような状態の森林が長野 県大鹿村域の国有林として明治以後にひきつがれた。

大久保文書と前嶋家文書の調査では、それぞれ、下伊那教育会の石川正臣氏と飯田市美術 博物館の桜井弘人氏にお世話になりました。また古文書の解読の際に情

報文化学部田中喜美 春氏に一部助けていただきました。お礼を申し上げます。

この研究の費用の一部は平成7年度からの高度化推進特別経費・大学院重点特別経費(研究科共同研究)によっている。

文献

- (1) 大鹿村誌 上巻 昭和59年(1984) 大鹿村誌編纂委員会
- (2) 松原輝男 信州大河原・鹿塩両村御樽木山の近世における林相 その1: 諸木伐出の歴史に基づく検討 情報文化研究 (1997) 第6号: 39-70
- (3) 飯塚正毅 近世中期における「御用木」仕出し 徳川林政史研究所研究紀要 昭和54年度(1979) 72-97
- (4) 植生図・主要動植物地図 20長野県 国土地理協会 昭和49年(1974)

大久保文書 下伊那教育会蔵

【年号、文書表題、大久保文書目録(下伊那教育会、昭和57年)整理番号】

- (5) 享保九年 信濃国村々御林帳 16-65
- (6) 宝暦十二年 信濃国村々御林帳 21-597
- (7) 宝暦十三年十二月 覚 21-663
- (8) 宝暦十四年(明和元年)七月 以書付奉申上候御事 21-672
- (9) 明和元年九月 栗松苗植付被仰渡之儀二付差上候書付 21-12(これは宝暦二年九月と整理されていたが、前嶋家文書(22)に全く同内容の明和元年九月付の文書がある。)
- (10) 明和二年五月廿五日 乍恐書付を以御改奉申上候 御林見分木数書上延引御届書(大河原村) 22-35
- (11) 明和三年五月 御樽木山御吟味二付木品寸間大積り書附 22-57
- (12) 明和三年七月 御樽木山御吟味二付木品寸間大積り書附 22-59
- (13) 明和四年 信州伊那郡預所大河原村御樽木山木数改二付伺書控 22-74
- (14) 明和六年 大河原山減木并弁木御伺二付存寄談判其外覚書(未整理文書、整理番号なし、内容と記述から明和六年と思われる)
- (15) 明和六年七月 御林内江根付苗木数報告 22-127

前嶋家文書(飯田市美術博物館蔵)

- (16) 寛保三年八月 檜材木御尋二付指上候書付 信州伊那郡鹿塩村、大河原村
- (17) 宝暦十年十二月 覚 (当辰年御用木并敷木根伐の報告書)
- (18) 宝暦十一年 当巳御用并村方諸用書留
- (19) 宝暦十一年十二月 覚 (当巳年御用木并敷木根伐の報告書)
- (20) 宝暦十二年十二月 覚 (当午年御用木敷木根伐の報告書)
- (21) 宝暦十四年(明和元年)四月 差杉差檜仕様(杉、檜を差木する方法と差木の請書)
- (22) 明和元年九月 栗松苗植付被仰之儀二付指上候書付 (大久保文書21-12の控え)
- (23) 明和二年 萬日記 (正月二十日の記述: 明和元年分御用木と敷木の根伐覚書の再提出の件)

- (24) 明和二年一月 覚（明和元年分御用木と敷木根伐数の修正文書）
- (25) 明和二年三月（覚）（御用木および敷木切り出しで根伐した各種立木の本数、および材木数まとめ報告書）
- (26) 明和二年五月 覚（大河原村、檜の差木を1,250本した結果報告は当夏土用までにする件。この文書は年代？と整理されていたが明和二年五月の文書である。明和二年七月の『覚』に記されている差木数と同じであること、明和二年『萬日記』にこのことの記述があることによる。）
- (27) 明和二年七月 覚（大河原村、檜差木1,250本の内250本根付いた報告）
- (28) 明和三年または四年？（覚）（飯田市美術博物館整理袋には年号不明、大河原御樽木山改めの覚、とされているが、内容と記述数字から明和三年または四年と考えられる。全く同一記述の文書がもう一通ある）
- (29) 明和三年五月 御樽木山見分帳
- (30) 明和四年 萬日記
- (31) 明和四年七月 大河原村御樽木山木数御改御吟味二付申上候書付控
- (32) 明和四年九月 大河原村御樽木山木数御改御吟味二付申上候書付
- (33) 明和五年十月 御樽木山御用木伐跡改之上減木埋木掘起御入用見積等之儀御尋二付申上候書付
- (34) 明和五年 萬日記
- (35) 明和六年 萬日記
- (36) 明和六年六月（荒川、広河原絵図；谷沢幸内、井上柳八、近藤伴左衛門）

表および図のタイトルとリガンド

表1 大河原山各時代の各樹種一定径木以上の立木現存数および伐採数

*概は記録されていた200本に加えて小木苗木を540本伐採したので、記録するとしたら「小木苗木ばかり」とするであろう。

享保九年、宝暦十二年、明和三年、八年、文政二年の現存数はそれぞれの年代の『書上帳』および『御林帳』(2)による。明和三年の現存数は明和三年七月付の『書上帳』(12)による。

表2 宝暦御用木と敷木の伐出に際して伐採した各樹種立木数

* 明和二年覚では、樅と唐檜それぞれ11,298本と435本の内訳になっている。合計数は同じである。

** 同上では、塩地とほうだらそれぞれ10本と86本の内訳になっている。合計数は同じである。

カッコ内の数字は「お役所のお好み」により減数した報告書の数をしめす(本文参照)。

表3 明和三年(1766)五月 御樽木山見分帳(大河原村)抄出

*「立枯、小木二而帳面除候」

図1 長野県下伊那郡大鹿村南部(大河原地区)

表3における1～27の区域を示す。

文書1

明和三年

御樽木山御吟味ニ付木品寸間大積り書附

戌 五月 大河原村 写

信濃国

大河原山

一御樽木山 南北四里程 壱ヶ所 伊那郡
東西相知不申候 大河原村

此木数拾四万式千五百五拾本程 但見積り

御樽木山敷地之内村居迄道法五里程
村居より渡場迄五里余渡場より遠州
但 掛塚湊迄天竜川長五拾里余掛塚より
江戸迄海上八拾八里余
御樽木山より江戸迄陸路六拾里余

一檜之事 小木木種斗ニ而御座候 前々ノ分ハ谷崩いたし
折レミぢき一切見え不申候事

縦 四万七千五百四拾九本程 長三間より八九間木迄
目通り壱尺五寸廻りより四尺廻り迄

柁 三万六百六拾本程 長三間より八九間木迄
目通り壱尺五寸廻りより四尺廻り迄

とうひ 四万式千三百七拾本程 右同断

栗 千六百拾本程 長三間より七間迄
目通り壱尺五寸廻りより三尺廻り迄

桂 千八百拾本程 長三間より八九間木迄
目通り壱尺五寸廻りより四尺廻り迄

塩地 九百四拾本程 長三間より八九間木迄
目通り壹尺五寸廻りより三尺五寸廻り迄
唐松 六千八拾本程 長三間より拾間木迄
目通り壹尺五寸廻りより三尺五寸廻り迄
姫小松 貳千百三拾本程 長三間より八九間木迄
目通り壹尺五寸廻りより四尺廻り迄
白樺 九千百五拾本程 右同断
槻 百八拾壹本程 長三間より八九間木迄
目通り壹尺五寸廻りより五尺廻り迄
ほうだら 七拾本程 長三間より七間木迄
目通り壹尺五寸廻りより四尺廻り迄

一黒部ハ 皆在リ候者立枯ニ成枯折レ申候
小木木種ハ御座候

右之外小木苗木数多有之候得共深山
嶮岨故員数難積リ御座候

右御樽木山御改被仰付候得共深山嶮岨故
前々より委細ニ改候儀難仕見分之上大積リニ而
木品員数寸間等見積リを以書上申候ニ付
今度も右之通り御座候間見分之上大積を以
書上候趣書面之通りニ御座候 以上

大河原村名主 右馬之丞
同村同断 弥次右衛門
同村組頭 安右衛門
同村同断 庄左衛門
同村同断 傳左衛門
同村同断 太郎左衛門
同村同断 九郎左衛門

同村同断 九右衛門
同村同断 又左衛門
同村同断 忠左衛門
同村同断 清四郎
同村同断 丘次郎
同村百姓代 甚四郎

明和三戌年五月

飯田

御役所

(文書2) 大河原村御樽木山木数御改御吟味ニ付申上候書付

信州伊那郡 大河原村

御尋ニ付奉申上候覚

一大河原村御樽木山より去ル辰より申迄五ヶ年之間御用木并敷木願之通伐出被仰付候処、年季明候ニ付右伐跡木数改之義被仰渡候、然ル処村方ニ而山内見分之上書上候趣者、五ヶ年之間不伐出槻相減、檜黒部等ハ立枯谷抜等ニ而無之由申出候、山内見分之節檜黒部立枯谷抜ニ而本茂無之場所見届ヶ候哉、立枯之残木谷抜之場所ハ如何様之躰ニ相成候哉、右之様子委細可申上旨被仰渡候ニ付左ニ申上候

此段槻之義ハ毎年之風折雪折根返リ等ニ而先規之御書上より相減御書上仕候御義ニ御座候、檜之儀ハ本谷之荒川山と申場所ニ御座候而、先規御書上仕候得共、山抜谷崩レ仕候故、先年御書上之御用立候木数無御座候、此義ハ深山嶮岨之義故常々百姓共罷越候義中々難及候間、何つ此山抜仕候哉此由一切相相知レ不申候得共、去ル辰より申年迄五ヶ年御用木伐出申ニ付谷ぬけ之場所相見付申ニ付、依之此度御改申上候、埋リ木又ハ折レみじけ等之木がこちも年久敷義ニ候哉相見不申候、黒部之義も山抜谷崩其外風折レ立枯雪折レ等ニ相成候哉一切無御座候、檜黒部ハ種木ハ御座候得共、苗木小木敷木ニ而御座候得者、当時御用立申候木数ニ而ハ無御座候

一大河原村山内之義、容易ニ見分茂難成広大嶮岨之場所ニ候所、五ヶ年之間御用木并敷木ニ伐出候木数ハ悉相改、有躰ニ檜黒部等無之義も見分致候義ニ候哉、又檜黒部相見不申候ニ付、前ニ有兩品之木品相尋改候義ニ候哉、委細可申上候

此段此義ハ前ニ見分ハ不仕候得共、御用木伐出申ニ付次年を以、檜黒部之義も見分仕候処、小木苗木敷木其数多御座候得共、当時御用ニ立申候木数ニ而ハ無御座候

一五ヶ年之間伐出候木数之内、相増候木品も有之相減候木品も有之候、弥無相違見分相改候義ニ候哉對、御公邊五ヶ年之間不伐出檜黒部ハ本も無之訳、明白ニ相分り候様可申披候、尤伐出候木品之内相増候茂有之候、其訳ヶ共ニ委細可申上候

此段相増御書上申候儀ハ、先年御書上申候節之苗木小木生長仕候ニ付、依之只今ハ相増御書上申上候、扱又相減申候義ハ、山抜谷崩根返リ風折雪折等ニ相成并木品ニより数多御用木敷木ニ切出候、雪折立枯壱方ニ而相減申候

一槻檜黒部之義ハ第一之御用木ニ候得者、御用木之内ニ茂不伐出木品ニ候所、右三品之内槻ハ相減檜黒部ハ、立枯谷抜ニ而本も無之候ハバ、御用木伐出時節ニ不拘其以前ニ茂可申達事ニ候処、如何様之訳ニ而此節迄延引いたし罷在、此度帳面ニ相減書出候哉、其訳委細可申上候

此段右ニ茂申上候通、極深山嶮岨ニ而中々村方之もの共罷越候義ハ難及場所ニ而御座候、依之山拔谷崩風折雪折立枯等ニ成候義も相知レ不申候得共、去ル辰より申迄御用木并敷木伐出候ニ付相見付申候、其節右之段御届ケ可申上儀ニ御座候得共、逆も右御用木伐出跡山相改候而木数書上候義故見合候ニ付、御届ケ之儀及延引申候

一右三品之儀、御用木伐出シ相願候ニ付而ハ不相願以前ニ茂山中致見分可願出義、尤願被仰付候上ハ、扱又山見分可致義、仮令別ニ見分ハ不仕候共、初年山入之節、右槻相減檜黒部等一向無之趣見出可申事ニ候、殊先年より御林帳ニ書上候木品之内一向無之候ハバ、紛敷義茂無之ニ付早速見分り可申事ニ候、右山崩等年久敷様子ニも候ハバ其節見出可申事ニ候、然処、右初年より伐出シ年季中茂不申達、年季明キ此節ニ至リ申達候義、甚不埒之至ニ候、且又此度改出シ増木之義、前々小木苗木之内、生長致候ニ付書出候と相見、右御用木等ニ伐出候木品之内ニ茂相増候も有之候、左ニ候得ハ右槻檜黒部之義も、山崩雪折等ニ而相減候共、是又前々之小木苗木等致生長候義可有之処、右三品其外ニ茂相減候義申立、又ハ一向無之と申達候義、彼是不埒甚不得其意義ニ候間、委細右之趣相分り候様ニ可申上候

此段御用木并敷木御願以前ニハ、御樽木山木数書上帳之積りを以御願申上候、尤山内別ニ惣見分ハ不仕其年々谷々見斗御用木ニ伐出候木品斗見分仕、壹ケ年宛伐出申候義ニ而、一面一諸ニ見分と申す義ハ難及、槻檜黒部其外減木之儀相知りかたく候ニ付、御達茂不申上候、勿論御用木伐出シ跡山相改候上、木数書上候義故、年季前ハ相知レ不申候ニ付、御届之義延引仕候、且又此度改出増木之義ハ、小木苗木之内生長仕候ニ付書上申候、檜黒部槻其外相減候義ハ、前々之分ハ山崩谷拔雪折風折根返リ等ニ相成、小木苗木之義ハ深山嶮岨冷氣強場所故、余木とハ違い甚生長仕兼申候、依之減木仕候義ニ御座候、尤御樽木山之儀、常々大切ニ相守罷有候得者、右申上候通、極深山嶮岨之難場故、見廻候義茂中々行届不申候ニ付、谷崩雪折其外ニ而減木仕候而茂、其節々御達茂難申上、此度御用木伐出ニ付、跡山相改増減之義書上申候儀ニ御座候

右御吟味ニ付申上候趣、少茂相違無御座候、勿論大河原山之儀ハ、至而深山嶮岨広大成場所ニ御座候ニ付、山内木数改之儀茂中々村方之者共見分相改候義ハ難及場所ニ御座候故、此度御用木伐出申候ニ付、山師相頼山内之様子見分之上、木数等相見積り、御林帳書上申候通りニ御座候 以上

大河原村

名主右馬之丞代出仕候故代印 兵左衛門

同村名主 庄左衛門

同村組頭 安右衛門

同村同断	傳左衛門
同村同断	弥次右衛門
同村同断	太郎左衛門
同村同断	九郎左衛門
同村同断	九右衛門
同村同断	又左衛門
同村同断	忠左衛門
同村同断	清四郎
同村同断	兵次郎
同村惣百姓代	友之丞

飯田御役所

明和四年亥九月十日ニ差上候控へ、尤年号月日之義ハ御役所様ニ而可被置之通御好ニ而御座候故、右之通りニ而差上候事

(文書3)

御樽木山御用木伐跡改之上減木埋木掘起御入用見積等之儀御尋ニ付申上候書付

(明和五年)子十月

大河原村

御尋ニ付奉申上候御事

一大河原村御樽木山より去ル辰より申迄五ヶ年之間御用木并敷木願之通伐出被仰付候処、年季明キ候ニ付右伐跡木数改之儀被仰渡候間、山内見分之上先達而木数書上候処、五ヶ年之間不伐出槻相減、檜黒部ハ谷抜ケ等ニ而右本茂無之、其外之木品茂相減候分大分有之候、尤右之外木品小木成長改出増木茂有之候得共、右之通大切成檜黒部本茂無之、其外木品之木数大分相減候ニ付、私共追々被招呼御吟味之上、江戸表御勘定所江御伺御座候処、追々御吟味有之、以之外御吟味六ヶ敷、此上如何様ニ可被仰付哉難御斗御座候、然処右谷抜ニ而埋り木其外風折雪折根返り等ニ而、谷々江落込埋り木等ニ相成有之分、掘起シ御入用積并右掘出シ木御拂ニ成候ハバ、何程之代金ニ可相成と申、御拂代積り茂被成、御書付御差出可有之旨被仰渡候、依之此度私共被招呼被仰聞候者、右積り方早速相成候義ニ候哉、右山崩并谷々江落込埋り木等ニ相成候場所、不致見分候而者難積り義ニ候ハバ、村方ニ而右場所等見分仕、右積り書付指上可申旨、右ニ付委細被仰渡候趣、逐一承知仕候、且又右積り書指上候共、埋り木掘起ニ付而者、嶮岨谷深ク通路難成場所等ハ階子其外足代等相掛ケ候分、掘起シ人足等莫大之御入用金ニ而、掘出候木数御拂ニ相成候共、右掘出御入用程之御拂代金ニハ相成申間敷候、左候得ハ右掘起シ等御入用并掘出シ木御拂代金積被仰達候共、御益之儀不相見、尤五万本余之減木ニ候得ハ、減木御伺相済可申筋一向相見不申候、其上如何様ニ敷敷御吟味可被仰付哉、甚以及大切申候、先達而御吟味御撈当御座候通、檜黒部槻等者第一之御用木ニ候処、槻ハ相減檜黒部ハ立枯谷崩等ニ而、当時本茂無之候ハバ、御用木伐出時節ニ不拘其以前ニ御達可申上処、御用木伐出年季中ニ茂御達不申上、御用木伐出諸相改、木数書上ニ付右之段申上候義、村方甚不念ニ思召候、樅柁唐桧唐松姫子等改出増木有之候ニ付減木有之候共、御公邊可相濟事之様ニ村方ニ而ハ可奉存候得共、減木之御差訳ニ相成候筋ニ而者一切無御座候、減木御伺可相済筋一向相見不申候、此上村方ニ而も宜敷願筋茂有之間鋪候間、右山内折裂埋り木之分被下置、追々年数之内掘出等仕候積ニ而、年賦冥加金上納仕候様ニも相願候ハバ、其様子ニ寄御聞濟有之間敷ものニも相見不申候、無左候而者中々此度減木御伺相済不申、如何様ニ可被仰付茂、相知不申候間、能々相考存念之趣可申上旨右ニ付、是又委細被仰渡候趣、逐一承知仕左ニ御答申上候

此段右減木御伺被遊候処、甚御吟味六ヶ敷被仰出候趣、委細承知仕候、右雪折風折根返り山崩谷抜等ニ而、相減候木数之儀夥敷減木ニハ御座候得共、右山内改木数書上候義茂、前々より百姓共通路難仕、極深山嶮岨之難場ニ御座候故、山方巧者成杣共相頼爲見積、書上仕候儀ニ御座候得ハ、此節右減木者、谷底へ落埋木ニ相成有之候共、或者度々出水之節流失仕候共難斗義ニ奉存候、埋木掘起御入用積并掘起候上御拂ニ相成可申直段積等之儀茂、百姓共力ニ難及御座候、右山内様子存知罷有可候右馬之丞義ハ江戸表江罷下り、村方ニ罷在不申候儀ニ御座候得者、村方ニ罷在候者共斗ニ而、巧者成杣共相頼候共、材木伐出シ等とハ訳茂違ひ、掘起木等之儀相積候義ハ難仕茂可有御座候、然者中々百

姓共力ニ難及義ニ御座候、冥加金村方より差上候而、右埋木年々ニ茂村方百姓共掘出シ候様ニ茂仕候様ニと被仰聞候得共、御樽木山之義者極深山嶮岨難場ニ而、里数も踰不被申上程之山奥、殊ニ檜有之山崩之場所荒川山と申ハ、大嶽近ク候ニ付村居よりハ、十餘里程も御座候由、其間ニ谷筋大川渡リ瀬数五六十ヶ所も有之、年々八月より四月迄雪降候処ニ而、冬春ハ働難成、夏ハ雪代水増通行差支申候、去ル辰より申迄五ヶ年季中御用木伐出シも仕候義ニ付、通行相成申義と被思召候義も可有御座候得共、是ハ初年より追々過分之金子相掛、年々ニ巧者成袖日雇共取掛リ足代階子等仕候而取膳、右場所迄茂参届候義ニ而、只今ニ而ハ右道筋も荒崩流候而難参義ニ御座候、此上ハ百姓共力ニ而、何程少分名斗之冥加金長年賦ニ差上候様ニ被下置候而茂御請難仕、不巧者成百姓共右減木掘起御入用見積も難仕御座候間、偏御免奉願上候、從御役所様御見分御見積等被遊候様被成下置候様ニ仕度奉存候、山奥江之道筋足代階子等仕候ニ付、御入用之儀者可被下置候、御案内人足等ハ村役ニ而相勤候様ニ可仕候、乍憚從御役所様御見分被遊候共、右御見積等出来仕候義ハ難被遊茂可有御座候哉と奉存候、殊ニ当時山奥ハ雪降積候ニ付、中々通路相成申間敷候間、弥御見分被遊候ハバ、来年夏ニ至時分宜キ程御案内ハ可仕候、右申上候通御見分御越被遊候節ハ、足代階子等之御入用ハ被下置候ハバ、人足御案内之義ハ村役ニ而相勤候様可仕候、縦御入用金被下置候共、道筋足代階子等拵候儀茂、不巧者成者共ニ而ハ、早速出来仕候儀者難斗奉存候

右御尋ニ付申上候趣、少茂相違無ク御座候間、御聞濟被成下候様偏奉願上候以上

子十月

大河原名主

右馬之丞江戸表ニ罷有無印形

右馬之丞

同村同断	傳左衛門
同 組	庄左衛門
同 断	安右衛門
同 断	弥次右衛門
同 断	太郎左衛門
同 断	兵次郎
同 断	九郎左衛門
同 断	九右衛門
同 断	又左衛門
同 断	忠左衛門
同 断	清四郎

惣百姓代

九郎兵衛

飯田

御役所

(文書4)

大河原山減木并弁木御伺ニ付存寄談判其外覚書

大河原山減木御伺ニ付談判之趣左之通

一去年埋り木掘起御入用積并掘出木御拂代金積、吟味之上可相伺旨被仰渡候ニ付、去来夏見分之上委細可申上御届有之候、右ニ付山見分御役人被遣候ニ付而者、左之通ニも可有之や、

此儀山見分之節、先達而村方江申渡、道筋拵させ、右出来候段相達候上役人罷越共、又ハ直ニ村役人并人足召連罷越候共、何レニも山方巧者成者鹿塩村五郎三郎儀ニ而も、此方より相雇召連不申候而者相成間敷候、尤何レニも村役人之内壹兩人案内爲致可申事

一右ニ付山内道橋拵人足、村方より川除御普請等ニ准し、百石五拾人之御定人足ハ可差出事ニ候、其余人足ハ扶持米被下候積等も可有之哉、其外ニも入用相掛り候得者、此方より相渡可申筋ニも被存候事

一右道筋拵させ、出来候上役人罷越付ニ而ハ、右道筋爲奉行御足輕ニ而も遣シ付置不申候ハバ、不益之筋も出来可申哉之事

一山内江役人入込候ニ付而ハ、山内ニ三四宿も可致事ニ候へ者、其用意之小屋囲等も不致して相成間敷候、右入用も道橋入用可爲何様候、尤右ニ付扶持米其外食物入用道里も可遣事

但右山見分入用者、御年尤入用と相見候

一山内ニ而役人見分積方之儀者、左之通ニ而も可有之哉

此儀山内江召連候山方巧者成者共申談、此谷掘起候人夫何程、たとへハ大石壹ハ何人掛り、石除場等其外右掘出木并立枯ニ而有之分迄、山出人足遣り等考合、大積何程と其場所ニ而相積り、勿論右山方巧者成者、鹿塩村五郎三郎ニ而も誰ニ而も、其者申候ニ不泥役人了簡を加へ積り可申事

一右掘出木并立枯等ニ而有之分共、減木数程無相違有之物ニして積り候分外有之間敷候間、其積りニ而直段随分勘弁之上、代金何程と積り可致事

一右之通両様積り候上、御伺方左之通ニも可有之哉

此儀たとへ堀起御入用金千両も相掛り、御拂代金百両も相成候事候ハバ、伺候而も相済間敷候間、其節ハ何レとハ御益ニ付候儀、御伺無之候ハバ相成間敷候哉、たとへハ山見分入用相掛り、其上又御手当等之取扱ニ而も御物入八重ニ相成可申哉之事

一右御入用方八百両も相成、御拂方千万も相成候ハバ、御伺者随分可相成、大積り故堀候而も木之有無難斗旨、御伺者可有之候得共、先大積ニ而御益と相見候故、御入用を以堀起被仰付間敷ものニも無之候、其節者様子宜様ニ候得共、畢竟堀り起候事ならでも、木之有無さへ不相見儀ニ候得者、右堀起し候節、若一向無事も候ハバ、御入用も掛り候上ニ而甚不宜、尤右御伺之節、大積有無者難斗旨伺候而も、其節ニ至り候而者右申立も不相立、御不念之筋ニも相成可申哉之事

一山見分なしニ冥加金上納之事、但金高大積り之事

此儀右冥加金高之儀、何程と御伺有之可然と申儀、難相極候得共、百姓共作出ニ掘出シ被下置候積之御伺ニ候得者、全躰山内ニ木数も右之躰ニ相聞候へ者、右減木高ニ応し、何程少分之冥加金御伺ニ而も、五両哉拾両ニ而ハ御伺相成間敷、勿論其上拾両と御伺候而も、右之通山内ニ木数有之躰ニ候得者、冥加金増金御吟味有之間敷ことのみも無御座候、左候得者御伺差出候而ハ、遠通甚差支可申儀と被存候

一見分なしニ見分有之候分ニして、掘出木御入用并掘出木御拂代、右両様積方之事

此儀両様積之儀、席上ニ而大積ニ書上御座候而も、御益之筋ハ相見申間敷候、左ニ候得者御書上而巳ニ而、減木御伺相済可申筋共不被存候、勿論山内江役人入込委細致吟味候ハバ、御益之有無ハ相知不申候得共、右委細迄申ニ付而ハ、中々不容易儀ニ而、何程手間取候儀も不相知、其上右入用拾両哉貳拾両ニ而相済申間敷共被存候、□然者右両様積御書上候筋者、無益候儀と被存候へ共、被仰渡候儀故見分者無之共致候振合ニ而、両様之積御書上御不益之段ハ申達候共、又ハ積書之儀難成、何レニも御不益之方ニ相見候、右ニ付畢竟村方之者減木届延引不念之段申達、御上より過料永ニ而も被仰付候様ニ、御伺方も可有御座候哉、又ハ此方より取可申過料永可申付哉之旨、御伺之方ニ而も可有之候哉、併何レニも可相済と申筋ハ難斗候

一右之通村方無念之筋を以過料永御伺之御談判ニも相成候ハバ、右減木届延引之段、村方之者吟味之上、不調法申訳書之趣書付等取て、可然様ニ被存候、前件冥加金御伺之筋ニ付而も、村方吟味詰り候処ハ、右之通不念之段理害申聞、右同様書付取り冥加金得心為致可申哉

一過料永御伺ニ付、此上御伺書御掘出候節、ケ様之村方不念有之、過料をも可申付程之事ニ候ハバ、先達而過料之儀可被相伺処、先達而も一通り減木之儀斗被相伺、此方より吟味申渡候得者、又過料之儀被伺候者之事ニ候、ケ様成儀ニ而ハ諸事之儀不行届取扱ニ相

見候等と御撈当有之間敷ものも無之、勿論此方より過料可申付旨相極御伺無之、御上より御心付過料永被仰付候様ニ伺候而も、同様も可有之哉ニ候得共、其内少々訳も違可申也、且冥加金之方御伺ニ而も、右之意味ハ口同様も被存候、此儀申所ハ此度委ク山内相糺候処、右之通ニ候旨御答申上候而も、先達而御用木伐出、山内役人改之節、等閑之取扱之趣ニ相成、却而如何候様も可相成哉、併右躰之儀ニ付被申上候品も可有之哉

一冥加金御伺ニ而も、又ハ過料永御伺と而も、山内見分一向無之而も相成間敷候間、山方丈夫成者兩人も被仰付、尤道筋作り候も不及、山中ニ而一宿二宿いたし候而も、通路相成候所近被差遣、一通り見分有之方可然様被存候

一右馬之丞下吟味之事

此儀ハ申越候得共、此度見分ニ付諸事村方之様子并山内道作入用等、承糺候儀ニ候哉、此儀未御伺方も何レ共落着不致候間、弥見分ニ相成候ハハバ、ケ様かようと御定も不致候儀ハ難申聞、勿論申聞候而も不致見分節者、猶又右馬之丞理運をふくみ同様も可成候、畢竟是迄減木等之儀、右馬之丞此方より申聞候儀も相用不申故、ケ様に御差支ニも相成候と相見、只今ニ而者村方申候ニ泥ミ候様ニ罷成候、此上者右馬之丞申候ヲ相用候様成儀者、聞而不宜様ニ被存候、然者右馬之丞下吟味之儀ハ、談判之上見合申候、猶又此上村方之者吟味致候而も、右馬之丞ニもたれ差支候儀も可有之哉ニ候へ共、其儀ハ只今之評議ニ難及候間、其節者右馬之丞儀村方之者より呼寄候共、又ハ此方より急度御召呼候筋も可有之候哉

一此度減木御伺ニ付、古川弥三郎を以土山甚十郎様江、御内々御聞合候処、弥三郎江御内意被仰聞、尚又市右衛門に御逢可成由被仰遣候ニ付、則市右衛門罷越、土山様に掛御目候処、御内咄之趣左之通

一土山様江罷越候処、不迷御逢ニ成候付申上候者、先達而御内聞之儀ニ付、古川弥三郎を以申上候処、御内意之趣、弥三郎申聞承知仕候、右御礼参上仕候旨申上候処、土山様被仰候ハ、御林減木之儀ニ書付も見申候処、先六ヶ敷ものニこまれ候段、尤弥三郎江も一通り相咄候得共、不案内之儀故行届兼可申哉と其元被参様申候、右御林木之儀者、年々改候と申山ニ而も無之、古来改書上有之候俣ニ而、其儀之改も無之事ニ候哉と被仰候付、以前書上後委細改之儀も無之、尤年ニハ勿論折々改等も難成場所ニ御座候、道々百姓共も入込候儀ハ不相成趣等委細申上、今度改之儀者御用木仕出ニ付、山中足代等も有之候間、山入りも相成、一通り見積りも仕候、然処増木拾三万余も有之、減木と差引仕候而も七万程も増ニ御座候得共、木品違候間、増者増と相立、減ハ減ニ相立不申候而ハ難成、併右程之山中之事ニ而、以前ハ亥之増見積りニ候得者、為以前改不行届、書上木品ニ違も有之候哉不相知候間、五万本余之減ニ相見へ候者、此度改出増木拾三万余之内ニ而、先年木品違ニ書上候内ニ而も可有之哉、左ニ候得者此度之増木、実ハ七万余之増ニ而も可有之哉、右ニ付而ハ減木之義も、五万余減ニ而無之儀も難斗候得共、木品違ニ而先改ニ突合差引仕候

故、減木多分ニ相見ヘ候得共、実者山崩等之場ニ而、少々減ニ而も可有之哉、左ニ候得者堀起候而も、木数無之も難斗候、勿論檜槻之其外雑木ニ而減、楯樅唐松等ニ而相増申候、尤山中ニ壺ヶ所山崩之場所有之、其所ニ檜立有之候所之由、村方之者も申候、右ニ付此度御吟味之通、堀起等之積リ是作積リ候而、出来不申事も有之間敷哉ニ候ヘ共、右崩場谷底江落込候石一ツニ而も、人足何百人掛リ可申哉、第一人足等も自由難成所ニ候得者、足物拵ニも大分入用可相掛、其上堀起木有無も難斗、たとへ有之候而も朽入木ニ候ハバ、山出シ等御入用斗リ相掛リ、中々何程ニも相成間敷、又百姓共家作木薪等も銘々持山有之、村方ハ自由ニ候得共、中々所之者より者聞而有之間敷、惣而薪等之売買も無之所ニ而御座候、且右山中より百姓共盜伐等仕候儀ハ、伐取候様申聞候而も難成所ニ而、右躰疑候儀ハ、其訳無之趣等彼是委細申上候処、土山様被仰候者、右者松本十郎兵衛掛リ之由ニ候間、此間十郎兵衛に右吟味申渡候趣者、如何之事ニ候哉と承、堀起積等も難成趣咄合候処、実ニ堀起積等も難成事ニ候而、其趣書付候ハバ、奉行所江可申達候、左ニ候ハバ減木ニ相立儀も可有之趣申候間、右埋木堀起候ハバ、定而木ハ可有之候ヘ共、いつ右之通り相成哉も不知事故、朽入木ニ而可有之候、左ニ候得者右御入用ハ多分相掛リ、御拂木ハ何程ニも相成間敷、御益不相見、第一右積リヶ様ヶ様之儀故、出来仕急候趣、委細書立然之申上とも申趣、書付被差出候ハバ、可然旨被仰候ニ付承知仕候、左ニ候ハバ其趣ニ可申上候得共、手前ニ而も色いろ評議仕見見申候処、当時之儀若右之通申上候斗ニ而も相済可兼候ハバ、畢竟山崩等之儀ハ、先達而村方より不相達処、不念之筋ニも相聞候ヘ者、其所を以申付、年賦等ニ冥加金ニ名斗ハ少々宛も取立候考か、又ハ過料金と申筋ニも名斗少々も相伺候様ニ仕候ハバ、少々成共御益ニ付候得者、濟方宜儀も可有之哉等と申続候、併此儀も全躰村居より十里も有之所ニ而、山崩等之儀も百姓不存、其外疑も無之事ニ候得者、申付而も得心仕兼可申候、然共御用木仕出中ニも見分候ハバ、可申達事ニ候得者、右之処を以可申付哉、此儀ハ分而御内々申上候、ヶ様之儀ハ如何可有之旨申上候処、土山様被仰候者、成程当時之儀考少々も御益之筋之所者、至極之心付面白趣向ニ候、併其上ヲと一段相考戻し見候得者、村方ニ何ニ而訳も有之故、右之通可申付旨申事とも、当時之事故疑付可申候、縦冥加金を仰付候而も過料を仰付候而も、畢竟落ル理ハ同し事ニ而、其意役所ニ而村方江何か月さし候処有之処、右之通被伺候哉と可相聞哉、左ニ候而ハ濟御伺も差支之事も可有之哉、右之通堀起積難成趣之書付出候而も、夫レ一応ニ而可相済事共不相見候得者、先右書付差出見候も可然候、右之申聞ハ少々成共金納筋之儀、至極心付ハ面白相見候間、先ハ夫ハたしなミニ致置、先ツ一通リ書付被差出候ハバ、此間十郎兵衛申候趣ニ而ハ、其上何の方より又々何レと御吟味筋も出可申や、其節之模様ニより右金納筋之儀、被申達候も可然哉、何レニも此上弥堀起積之儀相心メ、右之通被申立候積ニ候ハバ、少もはやく被申達候ハバ、可然全躰去年申渡之時より早く、先達而改之節之趣、ヶ様ニ御座候と被申立、書付被差出候而も可然様ニも相見候、此上ニ而も彼是程々延申内ニ被差出候方可然候、然共今一応山内御見分ニ而も遣し、山崩場所等江と見而、其様子考被見、又百姓申候等も弥怪敷儀も無之哉、今一応糺被見、其上書付被差出候筋も可有之哉、夫共是迄ニ得と吟味詰リ候儀ニ而、其儀ニも不及筋ニ候ハバ、其通りニ候、何レニも堀起積難成趣ニ被申立候積ニ候ハバ、少も早キ方

可然候禿而、木も可有之と申趣ニ而、以前改之儘、改無之事ニ候へ者、掘起候ハバ品より右減木数より多出候哉も相知不申候得者、水気も無之土中ニ何日頃より埋り候も不熟知候間、腐付も相見候旨被申取候方ニも可有之哉ニ候、申上者無之候得共、右之通申候而も夫レニ而濟不濟所ハ不熟知候得共、十郎兵衛存寄も承候間、右之趣申候事ニ候旨被仰候、扱又右御林木ハ、御林守被付置候哉と被仰候間、左様之儀ハ無之旨申候得者、左ニ候ハバ惣村持ニ候哉と被仰候付、左様ニ御座候旨申上候得者、せ免て御林守ニ而も有之候へ共、又宜敷儀も可有之候へ共、惣村持ニ而別而おしく候、何レニも右躰之山ニ候得者、御林守様ニ而も山中之変も、相知申間敷候得共、ケ様之節之取扱品有之候、且以前改之儘折々改も無之ト申ハ、都而古来之形ニ斗取扱候と相見不宜候、当時者左様ニ而者不参事ニ候旨、其外彼是被仰聞候、猶委細者口達可有之事

但此上今一応見分百姓申候等、糺之儀被仰聞候趣ハ、着々上より御見分等被遣候節、間違候事爲無之儀と相聞候、左様分ケハ不仰聞候得共、御口振左様ニも相聞候、此儀ハたとへ見分等有之候而も、相違之儀も有之間敷事ニ候ハバ、其儀ニも及間敷儀と被存候

一土山様御内聞合う儀、御頼申上候ニ付、古川弥三郎を以市右衛門方より、軽キ御肴一種差遣候、尤迫而伺相濟候節、爲物頼ニ而も不被遣候而ハ、相成申間敷候、并土山様御用人壱人取次等も有之候、迫而此者にも軽キ品ニ而も被遣可然事

一減木御伺ニ付野尻道役を以御徒士目付工藤八右衛門殿相頼、御吟味方御手付田口八郎右衛門様内聞合致候処、道役方より手紙参候ニ付、只右衛門罷越候処、先達而御聞合之一件、八郎右衛門様江八右衛門殿御内意参候由ニ而、道役方江被申聞候ハ、減木之儀ニ付先達而被遣候書付之趣、八郎右衛門様江爲見候処、右書付之趣を以、八郎右衛門殿御同役方に内々尋見被申候処、右減木伺ニ付申渡之儀ハ、吟味方より出申候事ニ而者無之候、左ニ候ハ者御林方より申渡有之候事と相見候、書付之趣考候処、御時節柄之事ニハ候得共、全躰村方困窮之様子ニ相見候得者、冥加金又者過料永等之伺、此方より被伺候事ハ宜ケ間敷候、書付之趣宜相見候間、尚又右書付委ケ被書立、先ッ先ッ伺出被差出候方可然存候、尤右書付被差出、夫ニ而相濟事とハ不被存候得共、右書付被差出候ハバ評議有之、何レとハ申渡可有之候、其節ニ至リ又々内聞合等之儀も有之候ハバ、可被申聞候旨、八郎右衛門殿より被仰聞候趣、八郎右衛門殿より道役に被申聞候由ニ而、道役方より只右衛門に申聞候事

一右ニ付伺濟候上、田口様工藤殿御方に付届之儀、右様に可准事

但右ニ付此度工藤殿江大道寺様より参候塩鴨壺疋遣申候、田口様江伺不濟内ニも、先ッ肴ニ而も遣し候而も可然哉

一右減木之儀ニ付、午年改御林帳見合可然事

是ハ右御林帳ニ大河原山も一通り長目通り等改有之候趣相見候

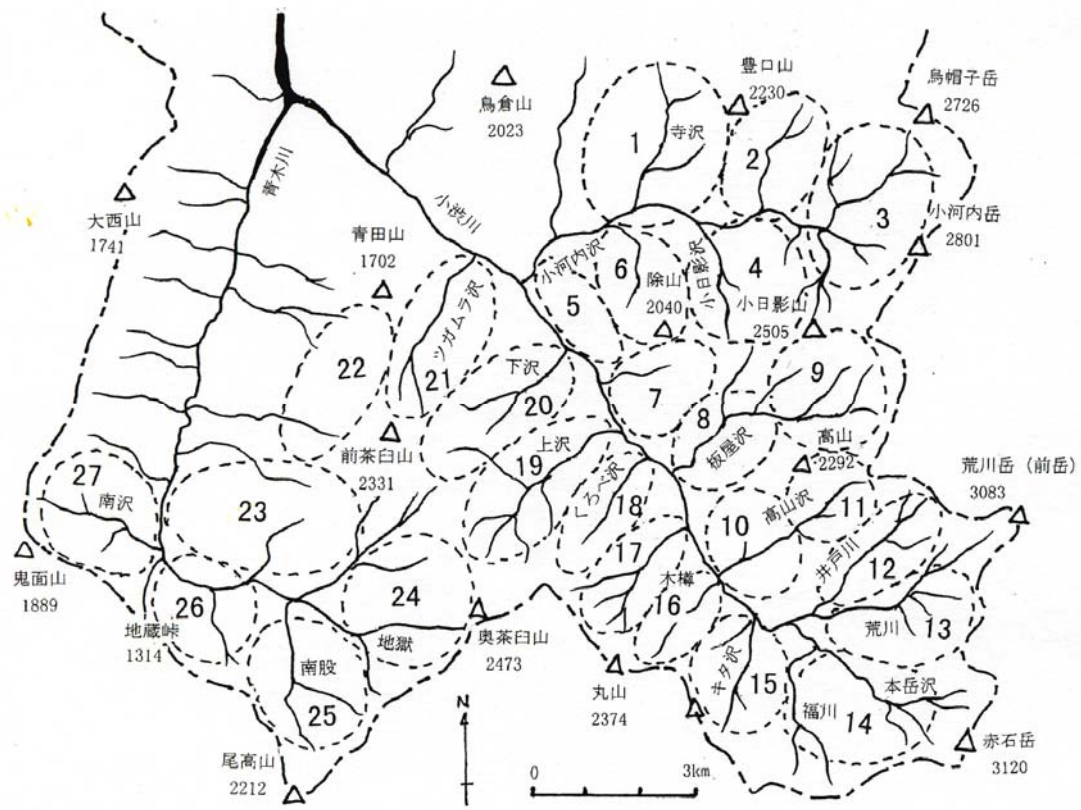


図1 長野県下伊那郡大鹿村南部（大河原地区）
表3における1～27の区域を示す

		計	檜	槻	唐松 姫子松	桂
現存数	元禄伐出前(1699)	179,120	1,325	705	8,000	19,000
伐採数	元禄および宝永伐出	35,870	325	455	-	-
現存数	享保九年(1724)	143,250	1,000	250	8,000	19,000
伐採数	元文商木	14,450	-	-	500	50
	樽木代材木納	9,151	-	17	433	-
現存数	宝暦十二年(1762)	119,649	1,000	233	7,067	18,950
伐採数	宝暦御用木伐出	69,223	-	-	8,115	1,468
仮想 の書 上帳		50,426	1,000	233	-1,048	17,482
現存数	明和三年(1766)	142,550	小木苗木	200	8,200	1,800
現存数	明和八年(1771)	148,550	3,000	200	8,200	1,800
伐採数	文化諸木切り出し	20,436	506	200	776	523
現存数	文政二年(1819)	128,114	2,494	*0	7,424	1,277

塩地	栗	黒部	棒たら	縦・拇 唐檜
20,000	16,000	3,610	6,000	104,480
-	-	610	-	34,480
20,000	16,000	3,000	6,000	70,000
-	60	-	-	13,840
-	-	-	-	8,701
20,000	15,940	3,000	6,000	47,459
363	98	-	62	59,117
19,637	15,842	3,000	5,938	-11,658
950	1,600	小木苗木	100	129,700
950	1,600	3,000	100	129,700
312	837			17,282
638	763	3,000	100	112,418

表1 大河原山各時代の各樹種一定径木以上の立木現存数および伐採数

表2 宝暦御用木と敷木の伐出に際して伐採した各樹種立木数

	宝暦十年	宝暦十一年	宝暦十二年	宝暦十三年	明和元年	合計
縦	2,366	*11,407	6,974 (4,587)	6,835 (6,221)	7,342 (5,280)	34,924 (30,475)
柁	2,738	1,477	1,274 (862)	1,857 (1,687)	1,226 (755)	8,572 (7,689)
白柁	309	250	523 (320)	853 (774)	90 (55)	2,025 (1,787)
唐檜	1,462	*326	925 (560)	1,561 (1,401)	9,322 (7,170)	13,596 (11,079)
姫小松	1,296	344	393 (175)	612	273 (175)	2,918 (2,602)
唐松	2,380	182	910 (928)	1,725	-	5,197 (5,215)
桂	87	555	780	12	34 (29)	1,468 (1,463)
塩地	105	160	**96	2	-	363
栗	2	7	89	-	-	98
ほうたら	12	50	**-	-	-	62
合計	10,757	14,758	11,964 (8,397)	13,457 (12,437)	18,287 (13,464)	69,223 (59,789)

表3 明和三年(1766)五月 御樽木山見分帳(大河原村)抄出

*「立枯、小木二而帳面除候」

	立木数 合 計	縦 とうひ	柁 白柁	槻	姫 子
1.小河内谷筋、寺沢	2,300	1,670	420	40	50
2.志なはぎ	2,900	1,800	450	-	200
3.あまこい瀧	1,700	880	220	-	-
4.小日影沢	2,900	2,112	528	-	-
5.大川通り(谷筋)	600	392	98	-	-
6.除山	500	240	60	-	60
7.小ひなた沢	1,200	819	351	-	-
8.下板谷沢	700	460	194	6	-
9.板谷沢	18,700	11,800	5,250	-	160
10.下高山	1,570	780	510	-	30
11.高山	19,300	12,850	5,500	-	150
12.井戸川	8,200	4,900	2,200	-	200
13.あら川	10,250	6,600	2,850	-	200
14.丈山ふく川	18,750	8,700	8,550	-	500
15.あふき山	440	186	124	-	50
16.奥木たる	800	480	320	-	-
17.きたる	1,700	770	765	15	100
18.黒ばい沢	1,100	700	300	-	60
19.上沢	6,300	3,600	2,360	-	60
20.下沢	1,000	450	190	-	-
21.柁むら	24,000	19,100	4,785	5	50
22.せい田よりぶな山迄	3,400	1,670	400	50	-
23.舟久保中山葛久保迄	3,820	2,800	710	40	30
24.ぢこく谷	2,000	1,200	797	3	-
25.南俣	2,920	1,550	1,030	-	200
26.市之原山よりあんかう洞迄	2,500	1,740	435	15	30
27.南沢より西側	3,000	1,470	413	7	200
総 合 計	142,550	89,719	39,810	181	2,330

表3 続き

栗	塩路	唐松	桂	黒部	ぼう だら
60	40	20	-	-	-
-	50	50	50	*100	-
-	-	600	-	-	-
-	-	200	60	-	-
-	-	60	50	-	-
-	30	70	40	-	-
-	-	30	-	-	-
-	-	-	40	-	-
-	220	1,000	270	*300	-
-	-	250	-	*30	-
-	-	800	-	*200	-
-	-	900	-	-	-
-	-	600	-	*150	-
-	-	1,000	-	*250	-
-	-	80	-	*60	-
-	-	-	-	-	-
-	-	50	-	-	-
-	-	40	-	*100	-
-	-	30	250	-	-
-	160	-	200	-	-
-	-	-	60	-	-
1,200	-	-	60	-	20
-	40	-	150	*80	50
-	-	-	-	-	-
-	60	-	80	*80	-
-	80	-	200	-	-
350	260	-	300	-	-
1,610	940	6,080	1,810	*1,350	70